

Ⅲ バリアフリーチェックシート

* 「建築物移動等円滑化誘導基準」または「建築物移動等円滑化基準」、及び「積極的に整備すべき事項」について、適合している場合は「○」、適合していない場合は「×」を各項目の右欄に記入すること。

工事名					
用途		構造・規模	造 延べ面積	m ²	
設計コンセプト				バリアフリー法適合義務有・無	
場所	整備箇所	建築物移動等円滑化誘導基準	建築物移動等円滑化基準	積極的に整備すべき事項	設計内容
出入口	出入口 (昇降機・便所・浴室等の出入口、基準適合出入口に併設された出入口を除く)	幅は90cm以上であるか 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	幅は80cm以上であるか 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか		cm
	1以上の建物の出入口	幅は120cm以上であるか 戸は自動に開閉し、前後に水平部を設けているか		風除室の設置 衝突防止表示 注意喚起用床材の設置 誘導用床材又は音声誘導装置の設置 建物概要等を示す案内板等の設置 取っ手の形式を考慮しているか(各室1以上) 床上35cmのキックプレート(各室1以上)	cm
廊下等		幅は180cm以上であるか(区間50m以内ごとに車いすがすれ違い可能な場所がある場合、140cm以上) 表面は滑りにくい仕上であるか 点状ブロック等の敷設(階段又は傾斜路の上端に近接する部分)告示で定める場合を除く 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか 側面に外開き戸がある場合はアルコーブとしているか 突出物を設ける場合は視覚障害者の通行の安全上支障とならないよう措置されているか 休憩設備を適切に設けているか	幅は120cm以上であるか 50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか 表面は滑りにくい仕上であるか 点状ブロック等の敷設(階段又は傾斜路の上端に近接する部分)告示で定める場合を除く 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか		cm
				廊下の角や交差部分の隅切、面取 手すりの設置(2段、両側、連続、点字)	

場所	整備箇所	建築物移動等円滑化誘導基準	建築物移動等円滑化基準	積極的に整備すべき事項	設計内容
階段		幅は140cm以上であるか(手すりの幅は10cmまで不算入)			cm
		けあげは16cm以下であるか。			cm
		踏面は30cm以上であるか			cm
		両側に手すりを設けているか	手すりを設けているか(踊場を除く)		
		表面は滑りにくい仕上であるか	表面は滑りにくい仕上であるか		
		段は識別しやすいものか	段は識別しやすいものか		
		段はつまづきの原因となるものがないか	段はつまづきの原因となるものがないか		
		点状ブロック等の敷設がされているか(段部分の上端に近接する踊場の部分)告示で定める場合を除く	点状ブロック等の敷設がされているか(段部分の上端に近接する踊場の部分)告示で定める場合を除く		
		主な階段を回り階段としていないか	主な階段を回り階段としていないか		
	階段以外に傾斜路、EVを設けているか				
傾斜路		幅は150cm以上(階段に併設する場合は120cm以上)であるか	幅は120cm以上(階段に併設する場合は90cm以上)であるか		cm
		勾配は1/12以下であるか	勾配は1/12以下であるか(H16cm以下は1/8以下)		/
		高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか		cm
		両側に手すりを設けているか(勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は免除)	手すりを設けているか(勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は免除)		
		表面は滑りにくい仕上であるか	表面は滑りにくい仕上であるか		
		前後の廊下等と識別しやすいものか	前後の廊下等と識別しやすいものか		
		点状ブロック等の敷設がされているか(傾斜部分の上端に近接する踊場の部分)告示で定める場合を除く	点状ブロック等の敷設がされているか(傾斜部分の上端に近接する踊場の部分)告示で定める場合を除く		
階段・傾斜路				両側に高さ5cm以上の壁(立上り)	cm
				手すりの終点・始点等に150cm以上の水平部分	cm
				手すりの終点・始点を知らせる30cm以上の現在位置表示	cm

場所	整備箇所	建築物移動等円滑化誘導基準	建築物移動等円滑化基準	積極的に整備すべき事項	設計内容
エレベーター		①必要階(利用居室又は車いす使用者用便房・駐車施設・浴室等・客室のある階、地上階)に停止するEVが1以上あるか	①必要階(利用居室又は車いす使用者用便房・駐車施設のある階、地上階)に停止するか		
		② 多数の者/主として高齢者、障害者等が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー			
		(1) かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	② かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか		cm
		(2) かごの奥行きは135cm以上であるか	③ かごの奥行きは135cm以上であるか		cm
		(3) 乗降ロビーは水平で150cm角以上であるか	④ 乗降ロビーは水平で150cm角以上であるか		cm
			⑤ かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか		
		(4) かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	⑥ かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか		
		(5) 乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	⑦ 乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか		
		③ 多数の者/主として高齢者、身体障害者等が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー			
		(1) ②のすべてを満たしているか			
		(2) かごの幅は140cm以上であるか			cm
		(3) かごは車いすが転回できる形状か			
		(4) かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか			
		④ 不特定多数の者が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー	⑧ 不特定多数の者が利用する2000㎡以上の建築物に設けるもの		
		(1) かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか			cm
		(2) かごの奥行きは135cm以上であるか			cm
(3) 乗降ロビーは水平で150cm角以上であるか			cm		
(4) かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか					
(5) 乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか					
	(1) 上記①及び①～⑦を満たしているか				
(6) かごの幅は140cm以上であるか	(2) かごの幅は140cm以上であるか		cm		
(7) かごは車いすが転回できる形状か	(3) かごは車いすが転回できる形状か				

場所	整備箇所	建築物移動等円滑化誘導基準	建築物移動等円滑化基準	積極的に整備すべき事項	設計内容
----	------	---------------	-------------	-------------	------

エレベーター	⑤ 不特定多数の者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー				
	(1) ④(2)、(4)、(5)、(7)を満たしているか (2) かごの幅は160cm以上であるか (3) かご及び昇降路の出入口幅は90cm以上であるか (4) 乗降ロビーは水平で、180cm角以上であるか (5) かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか				cm cm cm
	⑥ 不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー(告示で定める場合を除く)	⑨ 不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用するもの(告示で定める場合を除く)			
	(1) ③のすべて又は⑤のすべてを満たしているか (2) かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか (3) かご内及び乗降ロビーに視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか (4) かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか	(1) 上記①～⑧のすべてを満たしているか (2) かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか (3) かご内及び乗降ロビーに視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか (4) かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか			
			注意喚起用床材の敷設されているか 出入口に近い位置にあるか ドアの開放時間は考慮しているか かご内に鏡と手すりはあるか 身体障害者対応の表示がされているか ドアにガラス窓があるか 光電装置の高さは適切か(床面から20～50cm程度)		cm
特殊な構造又は使用形態のEVその他の昇降機	① エレベーター(段差解消機等)の場合 *昇降工程が4m以下のEV又は階段の部分、傾斜路等に沿って昇降するEVで、かごの定格速度が15m毎分以下で、かつ、その床面積が2.25㎡以下のもの	(1) 段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第七号のもの)であるか (2) かごの幅70cm以上かつ奥行き120cm以上であるか (3) かごの幅及び奥行きは十分であるか(車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合)	(1) 段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第七号のもの)であるか (2) かごの幅70cm以上かつ奥行き120cm以上であるか (3) かごの幅及び奥行きは十分であるか(車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合)		幅 cm 奥行 cm

場所	整備箇所	建築物移動等円滑化誘導基準	建築物移動等円滑化基準	積極的に整備すべき事項	設計内容
	② エスカレーターの場合 *2枚以上の	(1) 車いす使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1413号第1第七号のもの)	(1) 車いす使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1413号第1第七号のもの)		

	2枚以上の階段を同一の面に保ちながら昇降を行うもので、運転時において、階段の定格速度を30m毎分以下とし、かつ、2枚以上の階段を同一面とした部分の先端に車止めを設けたもの	示第1417号第1ただし書のもの)であるか	示第1417号第1ただし書のもの)であるか		
便所	車いす使用者用便房を設けているか(各階2%以上)	車いす使用者用便房を設けているか(1以上)			
	腰掛け便座、手すり等が適切に配置されているか	腰掛け便座、手すり等が適切に配置されているか			
	車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか			
	出入口の幅は80cm以上であるか				cm
	出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか				
	車いす使用者用便房がない便所には腰掛け便座、手すりが設けられた便房があるか(当該便所の近くに車いす使用者用便房のある便所を設ける場合を除く)				
	高齢者、障害者等が円滑に利用できる水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房を設けているか(各階1以上)	高齢者、障害者等が円滑に利用できる水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房を設けているか(1以上)			
	床置き式の小便器(壁掛式にあつては受け口高さ35cm以下)等を設けているか(各階1以上)	床置き式の小便器(壁掛式にあつては受け口高さ35cm以下)等を設けているか(1以上)			
					表面は滑りにくい仕上であるか
					一般便所の大便器に手すり
					小便器に手すり
					便座高さの配慮(40~45cm程度)
					棚及びフック等
					非常呼び出し装置
					非常時に開放できる錠
車いす使用者用客室	車いす使用者用客室を設けているか(2%以上の客室)	車いす使用者用客室を設けているか(客室数が50以上の場合、1以上)			
	出入口	幅は80cm以上であるか			cm
		戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか			

場所	整備箇所	建築物移動等円滑化誘導基準	建築物移動等円滑化基準	積極的に整備すべき事項	設計内容
車いす使用者用客室	便所(同じ階に共用のき)	車いす使用者用便房を設けているか	車いす使用者用便房を設けているか		

車いす使用者便房がある場合は免除)	出入口の幅は80cm以上であるか(当該便房を設ける便所も同様)	出入口の幅は80cm以上であるか(当該便房を設ける便所も同様)		cm	
	出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか(当該便房を設ける便所も同様)	出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか(当該便房を設ける便所も同様)			
	浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか			
	車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか			
浴室等(共用の車いす使用者浴室等がある場合は免除)	出入口の幅は80cm以上であるか	出入口の幅は80cm以上であるか		cm	
	戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか			
	幅は180cm以上であるか	幅は120cm以上であるか		cm	
	表面は滑りにくい仕上であるか	表面は滑りにくい仕上であるか			
敷地内の通路	戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか			
		区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか			
	段がある部分	幅は140cm以上であるか(手すりの幅は10cm以内までは不算入)			cm
		けあげは16cm以下であるか			cm
		踏面は30cm以上であるか			cm
		両側に手すりを設けているか	手すりを設けているか		
		識別しやすいものか	識別しやすいものか		
		つまづきの原因となるものがないか	つまづきの原因となるものがないか		
		段以外に傾斜路又はエレベーターを設けているか			
	傾斜路	幅は150cm以上(段に併設する場合は120cm以上)であるか	幅は120cm以上(段に併設する場合は90cm以上)であるか		cm

場所	整備箇所	建築物移動等円滑化誘導基準	建築物移動等円滑化基準	積極的に整備すべき事項	設計内容
敷地	傾斜路	勾配は1/15以下であるか	勾配は1/12以下であるか(高さ16cm以下の場合は1/8以下)		/

地内の通路		高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか(勾配1/20以下の場合を除く)	高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか(勾配1/20以下の場合を除く)		cm
		両側に手すりを設けているか(勾配1/12以下で高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は免除)	手すりを設けているか(勾配1/12以下で高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は免除)		
		前後の通路と識別しやすいものか	前後の通路と識別しやすいものか		
駐車場		車いす使用者用駐車施設を設けているか(2%以上)	車いす使用者用駐車施設を設けているか(1以上)	誘導用床材又は音声誘導装置の設置	
		幅は350cm以上であるか	幅は350cm以上であるか	注意喚起用床材の敷設	
		利用居室等までの経路が短い位置に設けられているか	利用居室等までの経路が短い位置に設けられているか	戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
浴室等	車いす使用者用浴室等	車いす使用者用浴室等を設けているか(1以上)			
		浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか			
		車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか			
標識		出入口の幅は80cm以上であるか			cm
		戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか			
		エレベーターその他の昇降機の付近に標識を設けているか	エレベーターその他の昇降機の付近に標識を設けているか		
	便所の付近に標識を設けているか	便所の付近に標識を設けているか			
	駐車施設の付近に標識を設けているか	駐車施設の付近に標識を設けているか			
	内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの)				

場所	整備箇所	建築物移動等円滑化誘導基準	建築物移動等円滑化基準	積極的に整備すべき事項	設計内容
案内		案内設備を設けているか(案内所を設ける場合には適用しない)	案内設備を設けているか(案内所を設ける場合には適用しない)		

内設備		ない)	ない)		
		視覚障害者用案内設備を設けているか(案内所を設ける場合には適用しない)	視覚障害者用案内設備を設けているか(案内所を設ける場合には適用しない)		
				音声誘導装置の設置	
				音声触知図案内板の設置 外国語、ローマ字表記	
視覚障害者用案内設備までの経路	告示で定める場合を除く	線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置(風除室で直進する場合は免除) 車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか 段、傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか(告示で定める部分を除く)	線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置(風除室で直進する場合は免除) 車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか 段、傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか(告示で定める部分を除く)		
	受付	カウンター等		位置は分かりやすいか	
				上端の高さ(車いす対応 70cm程度)	cm
下端の高さ(車いす対応 60~65cm程度)				cm	
公衆電話			奥行(車いす対応 45cm程度)	cm	
			位置は分かりやすいか		
			上端の高さ(車いす対応ダイヤル中心線 90~100cm程度)	cm	
			下端の高さ(車いす対応 60~65cm程度)	cm	
			奥行き(車いす対応 45cm程度)	cm	
コンセント/スイッチ	廊下、便所、居室		手すりは設置しているか		
			コンセント類設置高さ(20~50cm程度の範囲内)	cm	
			スイッチ類設置高さ(90~130cm程度の範囲内)	cm	
			操作性(形状、構造)の考慮		

場所	整備箇所	建築物移動等円滑化誘導基準	建築物移動等円滑化基準	積極的に整備すべき事項	設計内容
その他				視覚障害者対応非常警報装置の設置	

